

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の目的

私たちが暮らす水と緑に囲まれた美しい星、地球は、現在地球温暖化問題をはじめ様々な環境問題を抱えています。地球は地殻、海洋及び大気など様々な自然要素が相互に働き、物質循環、エネルギー循環を行っています。この自然界の中を生命圏としているのが人間です。私たち人間は、生命の誕生から今日までこの自然界の一要素として、物質やエネルギーを使い生活を営んできました。しかし今日、自らの豊かな生活を得るために環境を改変するようになったことで人間圏という新しい生命圏が生まれました。この新たな生命圏が要因となり、現在の環境問題が発生していると考えられています。急激な改変は気候変動を招き、結果として私たちに悪影響を及ぼします。私たちは被害者であると同時に加害者でもあります。

本市は、水と緑に育まれた豊かな自然、古代から交通の要衝として栄えてきた歴史・文化、農業を基調としたふるさと景観など多くの貴重な環境資源を有しています。しかし一方で、化石燃料などエネルギー消費の増大、騒音、排水など都市型公害の発生、廃棄物の不法投棄など解決しなければならない環境問題を多くかかえています。これらは日常の生活や事業活動が原因となって発生し、複雑・多様化しています。これらの環境問題は緊急性を要し、過去の公害に対する解決事例である法規制による対策や、個別の問題に対する対策のみでは根本的な解決とはなりません。本市の水や緑などの環境資源を活かした総合的かつ計画的な対策の推進が望されます。

このような状況を踏まえて本市では、環境の保全についての基本理念を定めて、市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境保全施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的・計画的に推進し、現在および将来の市民の健康で快適かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的に、平成 17 年 12 月にさくら市環境基本条例を制定し、平成 20 年 3 月にさくら市環境基本計画を策定しました。

計画策定以降今日に至るまで、記録的な猛暑、東日本大震災及び豪雨によるお丸山公園の崩落など、私たちを取り巻く環境は日々変化しています。そして何より平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、東京電力の福島第 1 原子力発電所が全電源喪失というあってはならない状況に陥り、その結果水素爆発など一連の原子力事故の事態を招き、大量の放射性物質を環境へ放出してしまうこととなりました。これにより大気・土壤及び海洋への広範囲に高い線量の放射能汚染が発生し、私たちの市民生活に大きな影響をもたらしております。

このような状況において、これまでの 5 年間の取り組み結果を点検・評価するとともに今後 5 年間の取り組みを明確にすべく、さくら市環境基本計画（以下、前期計画という）の見直しを実施しました。

第2節 計画策定の趣旨

本市では、平成17年12月に「さくら市環境基本条例」を制定し、環境の保全を推進するための basic 理念を次のとおり定めています。

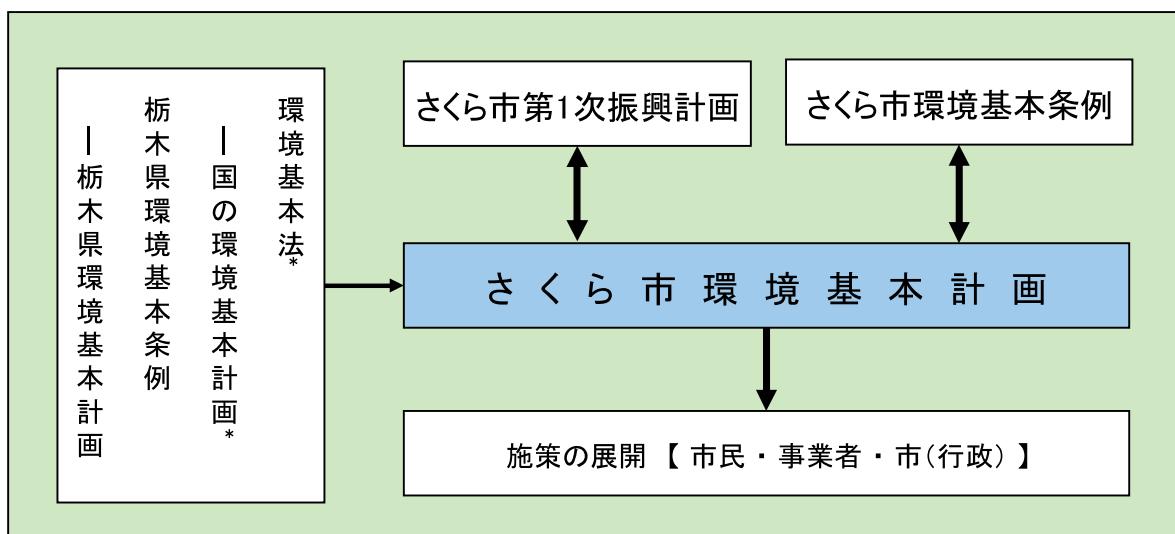
(基本理念)

- 第3条 環境の保全は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともにその環境が将来の世代に継承されるように、適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として行われなければならない。
 - 3 環境の保全は、すべての者が参加し、適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。
 - 4 地球環境の保全は、すべての者が自らの課題であることを認識し、すべての日常生活及び事業活動において推進されなければならない。

「さくら市環境基本計画」は、この基本理念に則り、市、事業者、市民及び滞在者の役割分担のもと、本市の環境像「緑豊かで秩序あるまちー自然と共生した環境のまちー」を実現するため必要な事項を示します。

第3節 計画の位置づけ

「さくら市環境基本計画」は市域の環境像を具現化していくための基本となるもので、環境面の総合計画と位置づけます。今後、市が環境の保全及び創造を目的として実施する個別の施策は本計画にもとづき展開されます。また、国、県の環境基本計画*及び関連計画とも整合を図り、効率的、効果的な推進を図るものであります。



第4節 計画策定の基本方針と対象とする環境項目

本計画は、次に示す環境基本条例第8条に規定する「基本方針」の達成を目指し策定します。

環境基本条例第8条に規定する 「基本方針」	設定される環境項目
人の健康の保護、生活環境の保全及び自然環境の適正な保全のため、大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。	生活環境の保全
生態系の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。	自然環境の保全
人と自然との豊かな触れ合いが保たれ、自然環境と調和の取れた良好な景観の形成並びに歴史的文化遺産が保全及び活用されること。	自然環境の保全 生活環境の保全
資源の循環利用、エネルギーの有効利用及び一般廃棄物*の減量等を推進することにより、環境への負荷の低減が図られること。	生活環境の保全 地球環境の保全
市民、事業者又はこれらの者の組織する団体が環境についての理解と認識を深め、環境の保全に取り組むことができるよう必要な体制の整備が図られること。	環境教育の推進

* 「設定される環境項目」については、P17 「取り組み体系一覧」 を参照。

第5節 計画の役割

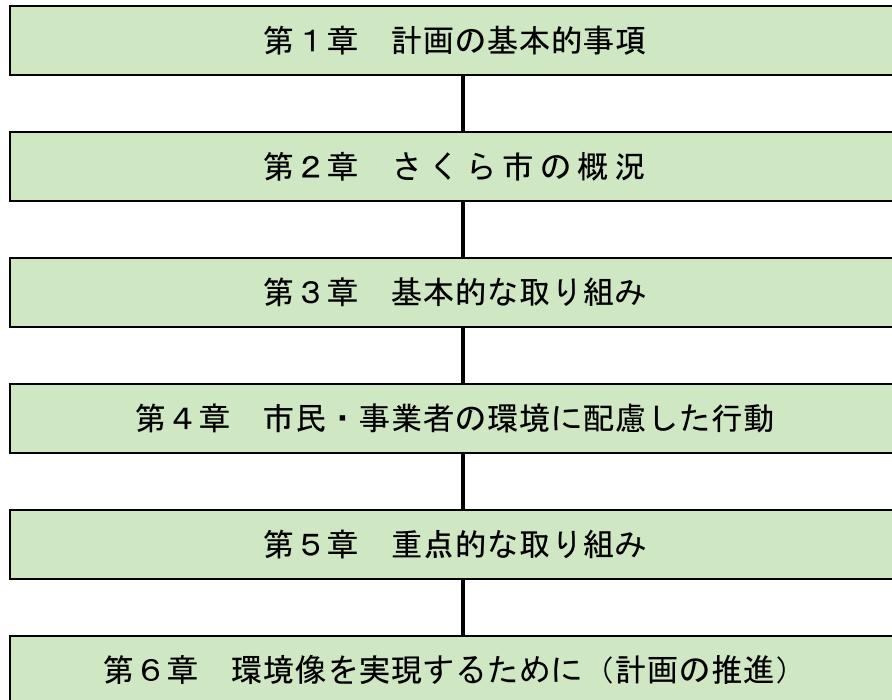
本計画は、市民の健康で快適かつ文化的な生活の確保のための総合的な環境行政の基本となるものであり、また市民や事業者の生活や事業活動における指針となるものです。

本計画では次のことを明らかにします。

- さくら市第1次振興計画の実現のため、環境面における最上位計画として基本的な方向性を明らかにし、長期的な視野に立ち、『緑豊かで秩序あるまち』を目指します。
- 環境面の課題を踏まえた取り組み事項の基本的な方向性として、環境項目ごとの将来像を明らかにします。
- 将来像を実現するために、市、事業者、市民及び滞在者の役割を明らかにします。
- 取り組み事項について、可能な限りそれらの達成度を測る指標を示します。
- 緊急性・重要性の高い課題に対して、重点的に取り組む内容を示します。

第6節 計画の構成

本計画の構成は次のとおりです。



第7節 計画の対象地域

本計画は環境問題の広域性を踏まえ、地球環境をも視野におき、本市全域を対象地域とします。

第8節 計画の期間

計画の期間は平成 20 年度（2008 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの 10 年間とし、平成 29 年度（2017 年度）を目標の達成年度とします。

計画期間の中間年である本年（平成 24 年度）は計画の進捗状況を点検・評価し、その結果の見直し（改訂）を行いました。計画期間が満了する平成 29 年度以降は、新たな環境基本計画を策定することとなります。

期間(年度) 計画名	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
さくら市環境基本計画							★					☆
さくら市第 1 次振興計画 【基本構想】										◎		
さくら市第 1 次振興計画 【基本計画(前期・後期)】					○					○		

【★は見直し年度、☆・◎・○は目標年度】

第9節 市、事業者、市民及び滞在者の役割

本計画を確実に推進し、環境像の達成を図るためにには、市、事業者、市民及び滞在者の役割（責務）を明確にし、それぞれがその役割（責務）を果たすことが大切です。次に各主体の役割（責務）を示します。

主体	役割（責務）
市	<ul style="list-style-type: none">市域の自然的・社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、実施します。また必要に応じ各関係機関と協力し、推進します。事業者、市民及び滞在者が本計画にもとづく取り組みを自発的に行えるよう支援を行います。自治体としての役割のみでなく、市内の大きな一事業者と認識し、自ら率先して施策にもとづいた計画的な取り組みを実施します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">事業活動に伴って環境への負荷が発生することを認識し、公害の防止や自然環境の適切な保全のために、必要な措置を行います。また産業廃棄物*の抑制、適正な処理及び再生資源につながる原材料等の利用等、環境への負荷の低減を図ります。市が実施する環境保全施策に協力します。
市民及び滞在者	<ul style="list-style-type: none">環境問題は日常生活に伴う環境への負荷が集積して発生することを認識し、日常生活において一般廃棄物*の抑制、資源及びエネルギーの節約、その他の環境への負荷の低減に努めます。市が実施する環境保全施策に協力します。